

令和6年12月13日

東京都立八王子西特別支援学校
校長 坂口 しおり

令和6年度、7年度東京都立八王子西特別支援学校施設活用方針

本校は、都立特別支援学校として、学校教育法及び社会教育法等をはじめ関係法令等に則して学校施設を運用していく必要がある。本校教育課程外の活用については、第一に、学校の教育活動に支障がないこと。第二に、教職員に過度の負担を負わせないこと。第三に、施設設備の安全が保たれる範囲であること。第四に、営利を目的としたものではないこと。以上4点を基本要件とし、令和7年度は、下記の方針により施設の活用を図るものとする。

記

- 1 都立特別支援学校活用促進事業（生活文化スポーツ局）による施設開放
原則として、授業に支障のない範囲で、日曜日に大体育館を開放する。前年度中に行われる事前調査に対しては、教務主任が年間行事計画から行事等で使用が難しい日を確認し、開放可能日を回答する。なお、緊急に本校の必要が生じた場合は、実施団体に日程変更を依頼することとなっているが、前年度中に生活文化スポーツ局及び実施団体に確認する。
- 2 都の事業への協力
都が実施する以下の事業について要請があった場合、校内調整が可能であれば施設の提供に協力する。なお、週休日等に行われる事業について本校職員の立ち会いが必要な場合は、週休日の振替等で対応する。
 - ア 移動式冒険遊び場事業
 - イ 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）
 - ウ 都が実施するその他の事業※東京都立特別支援学校放課後子供教室推進事業（サタデースクール）は中止の予定
- 3 学校関係者への施設貸出
教育活動との関連性において本校の関係者と認められる場合は、以下のように対応する。
 - (1) 近隣町会等の会合及び福利厚生等に資する活動
休業日を除く平日の午前8時30分から午後5時までの間において、校内調整が可能であれば貸し出す。
 - (2) 本校の教育活動に貢献・連携する団体の活動
校内調整の上、可能な範囲で貸し出す。原則的に本校の教職員立ち合いとする（※）。（令和6年度における恒常的な使用は4団体であり、特に教育活動に支障がないので引き続き貸し出す。）
※本校の教職員立ち合いが難しい場合は、書面により、使用する団体の概要及び活動内容を提出させ、使用者の身元が確実に活動内容に問題がないと判断され、安心が確保できた場合に貸し出す。必要に応じ、誓約書等を提出させた上、警備カードを貸与する。
- 4 その他
 - (1) 新規の案件が生じたときは、企画調整会議で検討し方向性を示す。施設貸出しの最終決定は校長が行う。
 - (2) 別に定めがある場合を除き、当面の間、使用に伴う光熱水費等の徴収は行わない。

以上